

大規模災害発生時における 緊急給油の考え方

平成26年1月

茨 城 県
茨城県石油業協同組合

1	目的	1
2	東日本大震災時の課題	1
3	本県の燃料対策方針	1
4	平常時における燃料対策	1
	(1) 連絡体制の整備	1
	(2) 災害応急対策車両への燃料供給体制の整備	1
	(3) 重要施設への燃料供給体制の整備	3
	(4) 県民への普及啓発	4
5	災害時における燃料対策	4
	(1) 連絡体制の確保	4
	(2) 災害応急対策車両への燃料供給	4
	(3) 重要施設への燃料供給	6
	(4) 県民への広報	6
【様式】		
	(様式1) 災害応急対策車両指定の報告様式	7
	(様式2) 災害応急対策車両ステッカー(第1順位)様式	9
	(様式3) 災害応急対策車両ステッカー(第2順位)様式	9
	(様式4) 施設情報調査票様式	10
	(様式5) 災害時緊急給油票様式	22
	(様式6) 災害時緊急給油票発行記録簿様式	24

1 目的

東日本大震災における燃料供給の混乱を踏まえ、大規模災害発生時に燃料供給がひっ迫した中で、県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るために必要な車両及び施設への燃料供給が確保できるよう、「茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第6及び第3章第4節第7」及び茨城県石油業協同組合（以下「県石油業協同組合」という。）と締結した「災害時支援協力に関する協定」に基づき、災害応急対策車両及び重要施設の定義、運用方法等、大規模災害発生時における緊急給油の考え方について定める。

2 東日本大震災時の課題

- (1) 油槽所の被災やタンクローリー等の不足に伴う燃料供給不足
- (2) 一般県民が給油のために給油所周辺道路上に車列をなし、混乱も発生
- (3) 県、市町村等との連絡体制の不備による、情報不足
- (4) 専用・優先給油所の混乱
 - ・ 給油所の未指定
 - ・ 専用・優先給油所で給油可能な車両の未指定
 - ・ 県民への説明不足

3 本県の燃料対策方針

- (1) 最長1週間で燃料供給の正常化を図ることができるよう、国に対し対応を要請する。
- (2) 市町村、県石油業協同組合との連携方法等を確立する。
- (3) 県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るために必要な車両や施設を明確化し、優先的に燃料を供給する。
- (4) 平常時から大規模災害発生時における燃料に関する啓発等を行い、混乱防止を図る。

4 平常時における燃料対策

(1) 連絡体制の整備

- ・ 県、市町村及び県石油業協同組合は、連絡先及び連絡手段について相互に確認するなど、休日・夜間を含め、大規模災害発生に備えた連絡体制の構築を図る。
- ・ 県、市町村及び県石油業協同組合は、大規模災害の発生を想定して、通信・連絡の訓練を実施する。

(2) 災害応急対策車両への燃料供給体制の整備

ア 災害応急対策車両の定義

災害応急対策車両とは、大規模災害発生時に、県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るために必要な次の車両とし、優先順位をつける。

(ア) 第1順位（大規模災害発生直後から優先供給対象）

- ① 道路，河川，港湾等の応急復旧を行うため必要な車両
- ② パトカー，救急車等赤色灯付の車両（道路交通法第39条及び同施行令第13条に定める緊急車両に限る。）
- ③ 電気，ガス，通信，上下水道等ライフラインの応急復旧を行うため必要な車両
- ④ 医療機関の車両（当該医療機関名の表示があるものに限る。）
- ⑤ 県及び市町村（又は一部事務組合）が災害応急対策を行うため必要な公用車（給水車，ごみ収集車等を含む。）
- ⑥ その他，行政機関の依頼に基づき，支援物資等の運搬など災害応急対策を行うため必要な車両

(イ) 第2順位（大規模災害発生後概ね4日目以降優先供給対象）

- ① 訪問看護・訪問介護・訪問薬剤指導を実施するため必要な車両
 - ② 薬剤等を医療機関に運搬するため必要な車両
- ※ ただし，上記に該当する場合においても，個人所有の車両は除く。

イ 災害応急対策車両の指定・責務

- ・ 県，市町村，指定（地方）公共機関及び医療機関等（以下「災害応急対策車両指定者」という。）は，大規模災害の発生に備え，あらかじめ4（2）ア（ア）及び（イ）に掲げる車両を災害応急対策車両として指定する。
- ・ 災害応急対策車両指定者は，災害応急対策車両を指定したときは，「災害応急対策車両指定の報告様式」（様式1）を県知事に提出し，県知事は，同様式を取りまとめ，県石油業協同組合へ報告する。
- ・ 災害応急対策車両指定者は，優先順位別に，第1順位の車両には「災害応急対策車両ステッカー（第1順位）」（様式2）を，第2順位の車両には「災害応急対策車両ステッカー（第2順位）」（様式3）を作成し，備えておく。ただし，4（2）ア（ア）②で定める赤色灯付の車両については，ステッカーの作成等は必要ないものとする。
- ・ 災害応急対策車両指定者又は使用者は，平常時から，災害応急対策車両の燃料を満量近く給油しておくものとする。
- ・ 県以外の災害応急対策車両指定者は，平常時から大規模災害時に備えた独自の燃料確保の対策を検討し，実施することとする。

ウ 災害応急対策車両専用・優先給油所の定義

- ・ 災害応急対策車両専用・優先給油所（以下「優先給油所」という。）とは，大規模災害発生時において，災害応急対策車両に対し，専用又は優先的に燃料の供給を行う給油所とする。

エ 優先給油所の指定・責務

- ・ 県は、県石油業協同組合と協議の上、個々の給油所の同意を得てあらかじめ優先給油所を指定し、リストを作成しておく。
- ・ 優先給油所は、大規模災害に伴う停電が発生した場合においても、災害応急対策車両に継続して給油ができるよう努める。
- ・ 優先給油所は、県及び市町村と協力して、平常時から優先給油所となる旨を明示し、大規模災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

(3) 重要施設への燃料供給体制の整備

ア 重要施設の定義

重要施設とは、大規模災害発生時に、県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るため、業務を継続することが必要な施設とし、次に定めるものとする。

- ① 災害拠点病院及び人工呼吸器等生命維持装置や人工透析に係る装置を継続して稼働する必要がある医療機関並びに茨城県赤十字血液センターの施設
- ② 電気、ガス、通信、上下水道等継続して通電する必要があるライフライン施設
- ③ 災害応急対策を行うために必要な県、市町村（又は一部事務組合）及び指定（地方）公共機関の庁舎等（警察、消防機関の庁舎を含む）
- ④ その他、県が、県石油業協同組合と協議の上、災害応急対策上必要と認める施設

イ 重要施設の指定・責務

- ・ 県は、大規模災害発生に備え、あらかじめ重要施設を指定するものとする。
- ・ 重要施設の管理者は、「施設情報調査票様式」（様式4）により、施設への燃料供給に必要な、給油口の形状などの設備情報等を県に提供する。
- ・ 県は、重要施設の設備情報等を取りまとめ、県石油業協同組合へ報告する。
- ・ 重要施設の管理者は、大規模災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、十分な燃料の備蓄を行う。
- ・ 県以外の重要施設の管理者は、平常時から大規模災害時に備えた独自の燃料確保の対策を検討し、実施することとする。

ウ 小口燃料配送拠点の定義・指定

小口燃料配送拠点とは、大規模災害発生時に、重要施設へ優先的に燃料を配送供給する拠点とする。

県は、県石油業協同組合と協議の上、あらかじめ小口燃料配送拠点を指定する。

エ 石油連盟への情報提供

県は、大規模災害時に石油元売会社からの燃料供給が円滑に行われるよう、別に締結する覚書に基づき石油連盟に重要施設の設備情報等を提供する。

(4) 県民への普及啓発

県及び市町村は、大規模災害発生時における燃料供給対策が円滑に実施できるよう、平常時から県民に対し、災害応急対策車両及び重要施設への優先供給等について普及啓発を行う。

<普及啓発内容の例>

- ・ 災害時に応急復旧等を迅速に進めるため、災害応急対策車両及び重要施設に優先的に燃料を供給することにご理解をお願いいたします。
- ・ 災害時には、車による外出を控えるなどして、給油所に殺到することのないよう、ご協力をお願いいたします。
- ・ 災害時にも、車両を使用する必要がある方は、普段からできる限り車両の燃料を半分以上にしておくよう、ご協力をお願いいたします。 等

5 災害時における燃料対策

(1) 連絡体制の確保と情報収集

- ・ 県、市町村及び県石油業協同組合は、大規模災害発生直後、速やかにあらかじめ定めた連絡手段が使用可能な状態であるか確認し、使用不能な場合は代替措置を講じ、連絡体制を確保する。
- ・ 県石油業協同組合は、県内の給油所の被災状況や燃料の供給状況について調査を行う。
- ・ 県及び市町村は、県石油業協同組合から各給油所の被災状況、燃料供給状況及び今後の復旧見込み等の情報収集を行い、県民に広報する。

(2) 災害応急対策車両への燃料供給

ア 優先給油所の開設

- ・ 県及び市町村は、燃料が不足し、災害応急対策車両に必要な燃料の確保が困難であると判断したときは、県石油業協同組合に対し、優先給油所において災害応急対策車両への燃料供給を行うよう依頼する。
- ・ 県石油業協同組合は、県及び市町村から依頼を受けたときは、速やかに優先給油所に連絡し、優先給油所を開設する。

イ 災害応急対策車両への燃料供給

優先給油所は、災害応急対策車両に対して、次のとおり燃料供給を実施する。

(ア) 大規模災害発生直後から優先供給対象

- ① 災害応急対策車両ステッカー（第1順位）を貼り付けた車両
- ② パトカー、救急車など赤色灯付の車両
- ③ 5（2）エに定める「災害時緊急給油票」を持参した車両

(イ) 大規模災害発生後概ね4日目以降優先供給対象

上記①から③までに加え、災害応急対策車両ステッカー（第2順位）を貼り付けた車両

ウ 石油連盟への要請

県は、優先給油所において、石油元売会社からの燃料供給がひっ迫した場合など、緊急を要するときは、政府を通じて石油連盟に対し、優先給油所への燃料供給を要請する。

エ 災害時緊急給油票の発行・使用

- ・ 県及び市町村は、県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両など、あらかじめ指定することができない災害応急対策車両に対し、優先給油所において給油を行うため、「災害時緊急給油票」（様式5）を発行する。
なお、停電等により災害時緊急給油票が印刷できない事態を想定し、各機関においてあらかじめ準備しておく。
- ・ 災害時緊急給油票により給油ができる車両は、4（2）ア（ア）に定める優先順位が第1順位の車両のもの、かつ、当該車両に使用機関の名称や災害応急対策を実施する旨の表示がされており、災害応急対策車両であることが明らかなものに限る。
- ・ 災害時緊急給油票の発行者は、発行の都度、「災害時緊急給油票発行記録簿」（様式6）に記録し、適切に管理する。
- ・ 災害時緊急給油票の有効期限は、発行日から3日間とし、有効回数は、1回限りとする。
- ・ 災害時緊急給油票の発行を受けた者は、当該給油票と引換えに優先給油を受けることとし、優先給油所は、災害時緊急給油票と引換えに給油したときは、当該給油票を5年間保管しておく。

オ 災害応急対策車両の使用者等の責務

- ・ 災害応急対策車両は、大規模災害時には指定された目的でのみ車両を使用する。
- ・ 災害応急対策車両の使用者は、優先供給を受ける際は、災害応急対策車両専用ステッカーを原則として車両の側面の見やすい位置に貼り付けるものとする。
- ・ 災害応急対策車両の使用者等は、優先供給は県石油業協同組合の協力に基づき行われており、当然の権利ではないことを認識した上で燃料供給を受けるものとする。また、優先供給を受けるに当たっては、県民等から誤解を受けることのないよう、この考え方に定める事項について遵守するものとする。

カ 燃料供給を受けた場合の精算

災害応急対策車両の使用者等は、優先供給を受けた燃料の対価について、原則として、その都度精算するものとする。ただし、別途契約等により支払方法を定めているときは、この限りでない。

(3) 重要施設への燃料供給

ア 重要施設への燃料供給

(ア) 県石油業協同組合を通じた燃料供給

- ・ 重要施設の管理者は、備蓄燃料が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には、県に燃料の調達を依頼する。
- ・ 重要施設から燃料の調達依頼を受けた県は、各施設の燃料の必要数量を取りまとめ、県石油業協同組合に供給を依頼する。
- ・ 県石油業協同組合は、県からの依頼に基づき、小口燃料配送拠点を通じ、重要施設への燃料供給を行う。

(イ) 石油連盟への要請

県は、小口燃料配送拠点において、石油元売会社からの燃料供給がひっ迫した場合など、緊急を要するときは、政府を通じて石油連盟に対し、重要施設への燃料供給を要請する。

イ 重要施設の管理者の責務

重要施設の管理者は、優先供給は県石油業協同組合等の協力に基づき行われており、当然の権利ではないことを認識した上で燃料供給を受けるものとする。

ウ 燃料供給を受けた場合の精算

重要施設の管理者は、原則として、優先供給を受けた燃料の対価及び緊急運搬費等の費用について、その都度精算するものとする。ただし、別途契約等により支払方法を定めているときは、この限りでない。

(4) 県民への広報

県及び市町村は、燃料供給に関する混乱が起きないように、県民に対し、災害応急対策車両及び重要施設への燃料の優先供給状況や燃料供給の正常化の見込み等について広報を行う。

<広報内容の例>

- ・ 県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るため、災害応急対策車両及び重要施設に対し、優先的に燃料を供給していること
- ・ 不要不急の自家用車での外出を自粛し、給油の機会を減らすよう努めること
- ・ 燃料供給正常化の見込みなど情報提供 等

年 月 日

茨城県知事 殿
(〇〇部〇〇課扱い)

(報告機関代表者職氏名)

【報告機関の担当者】	
所属	
職氏名	
TEL	
FAX	
Eメール	

災害応急対策車両指定の報告について

災害応急対策車両を下記により指定したので、報告いたします。

記

通番	種別	定義	指定車両情報				管理者名	管理する担当窓口			車両の 保管場所	有効期限	備考	
			登録(車両)番号	メーカー名	車名	油種		タンク容量	担当窓口	連絡先(電話)				連絡先(FAX)
【記載例】														
1	新規	1-②	水戸 〇〇〇 た 〇〇〇〇	トヨタ	〇〇	レギュラー	40	〇〇市長	〇〇課	029××××	029××××	水戸市	平成27年3月31日	備蓄物資の運搬
2	変更	1-③	土浦 △△△ ち △△△△	日産	△△	軽油	60	〇〇支部長	〇〇課	029××××	029××××	土浦市	平成27年3月31日	車両の更新を行ったため
3	更新	1-①	つくば □□□ つ □□□□	ホンダ	□□	レギュラー	60	△△課長	〇〇課	029××××	029××××	つくば市	平成27年3月31日	有効期限の更新
4	解除	2-①	水戸 〇〇〇 た 〇〇〇〇	トヨタ	〇〇	ハイオク	40	〇〇市長	〇〇課	029××××	029××××	水戸市	平成27年3月31日	指定の解除

災害応急対策車両指定報告書記入要領

1 報告機関代表者職氏名

当該報告書の報告者は、以下のとおりとする。

- ① 県の各部局庁の長
- ② 市町村長（又は一部事務組合の長）
- ③ 指定(地方)公共機関の長（又は茨城県を管轄する支部長等）
- ④ 医療機関の長
- ⑤ 「大規模災害発生時における緊急給油の考え方」で定める第2順位の災害応急対策車両を所有する法人の代表者等

※ 車両に貼り付けるステッカーの証明者名は、上記の単位で行うものとする。

2 通番

1からの通し番号を付すこと。

なお、通番は車両に貼り付けるステッカーに記載する通番と同様の番号とする。

3 種別

以下のいずれかを選択すること。

新規：1つの通番に新たに車両を登録する場合

変更：1つの通番の内容を一部変更する場合

更新：有効期限の延長のみの場合

解除：1つの通番の内容を全て削除する場合

4 定義

該当する災害応急対策車両の定義を選択すること。

1-①：道路、河川、港湾等の応急復旧を行うため必要な車両

1-②：パトカー、救急車等赤色灯付の車両

（道路交通法第39条及び同施行令第13条に定める緊急車両に限る。）

1-③：電気、ガス、通信、上下水道等ライフラインの応急復旧を行うため必要な車両

1-④：医療機関の車両（当該医療機関名の表示があるものに限る。）

1-⑤：県及び市町村（又は一部事務組合）が災害応急対策を行うため必要な公用車（給水車、ごみ収集車等を含む。）

1-⑥：その他、行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬など災害応急対策を行うため必要な車両

2-①：訪問看護・訪問介護・訪問薬剤指導を実施するため必要な車両

2-②：薬剤等を医療機関に運搬するため必要な車両

5 指定車両情報、管理者名、管理する担当者窓口、車両の保管場所

以下のとおり記入すること。

- (1) 登録(車両)番号：車両のナンバーを記入
- (2) メーカー名・車名：車両を製造したメーカーと車名を記入
- (3) 油種：車両の油種（レギュラー・軽油・ハイオク）を記入
- (4) タンク容量：車両のタンクの容量を記入
- (5) 管理者名：車両の使用者、持ち主等を記入
- (6) 管理する担当窓口：担当窓口（課名等）、担当窓口の連絡先（電話及びFAX）を記入
- (7) 車両の保管場所：車両を保管している市町村名を記入

6 有効期限

有効期限は、2年を限度とする。

契約に基づく車両を指定するときは、契約期間を越えないよう有効期限の設定について留意すること。

7 備考

新規の場合は、大規模災害時に当該車両を使用する用途を記入すること。

変更・更新・解除の場合は、その理由を記入すること。

様式2

登録(車両)番号

〇〇〇

災害応急対策車両

No.

有効期限 年 月 日

40cm

30

- 備考1 色彩は「〇〇〇」の文字を黄色、「災害応急対策車両」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「管理者」、「No.」、「有効期限 平成 年 月 日」の文字を黒色、登録(車両)番号、通し番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を赤色とする。
- 2 「〇〇〇」としている部分は発行者名(県各部局庁、市町村、指定(地方)公共機関 等)に置き換えて作成する。
 - 3 裏面を磁石等により車両に貼り付けが可能な形態とする。

様式3

登録(車両)番号

〇〇〇

災害応急対策車両

No.

有効期限 年 月 日

40cm

30

- 備考1 色彩は「〇〇〇」の文字を赤色、「災害応急対策車両」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「管理者」、「No.」、「有効期限 平成 年 月 日」の文字を黒色、登録(車両)番号、通し番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を黄色とする。
- 2 「〇〇〇」としている部分は発行者名(県各部局庁、市町村、指定(地方)公共機関 等)に置き換えて作成する。
 - 3 裏面を磁石等により車両に貼り付けが可能な形態とする。

【施設情報調査票】

(様式4)

※登録状況		※調査日	
-------	--	------	--

※組織名称	茨城県
-------	-----

※施設No.	008-00000
--------	-----------

※施設属性	
-------	--

※施設名				※ふりがな				
※所在地								
※設置主体			※担当部署			※代表電話番号		
※主担当者			※ふりがな			※主担当電話番号		
副担当者			ふりがな			副担当電話番号		
平時供給者			系列元売			電話番号		

ローリーサイズ上限	白油	黒油	ジェット
(kl積)			

保有ホース	白油用	黒油用	ジェット用
本数			
総延長(m)			

タンク情報		1	2	3	4	5	6	7	8
油種									
タンク	番号								
	容量(kl)								
	地下/地上								
給油口	配置								
	ネジ名称								
	ネジ形式								
	口径(インチ)								
平時給油情報	通常ローリーサイズ(kl)								
	使用ホース長(m)								
	上記ホースの保有箇所								
在庫メーター									
照明設備									

備考	
-----------	--

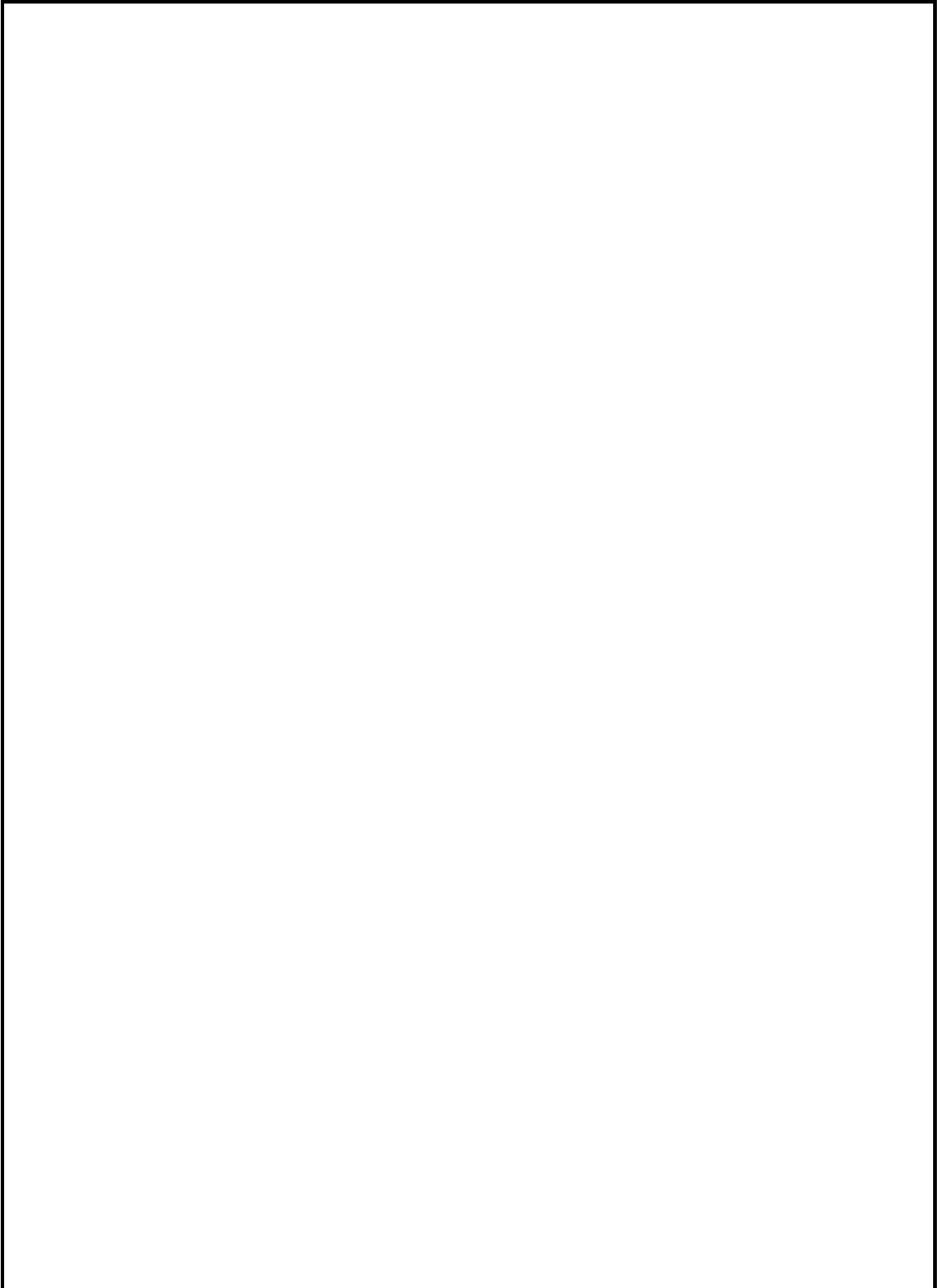
【施設情報調査票】

(様式4)

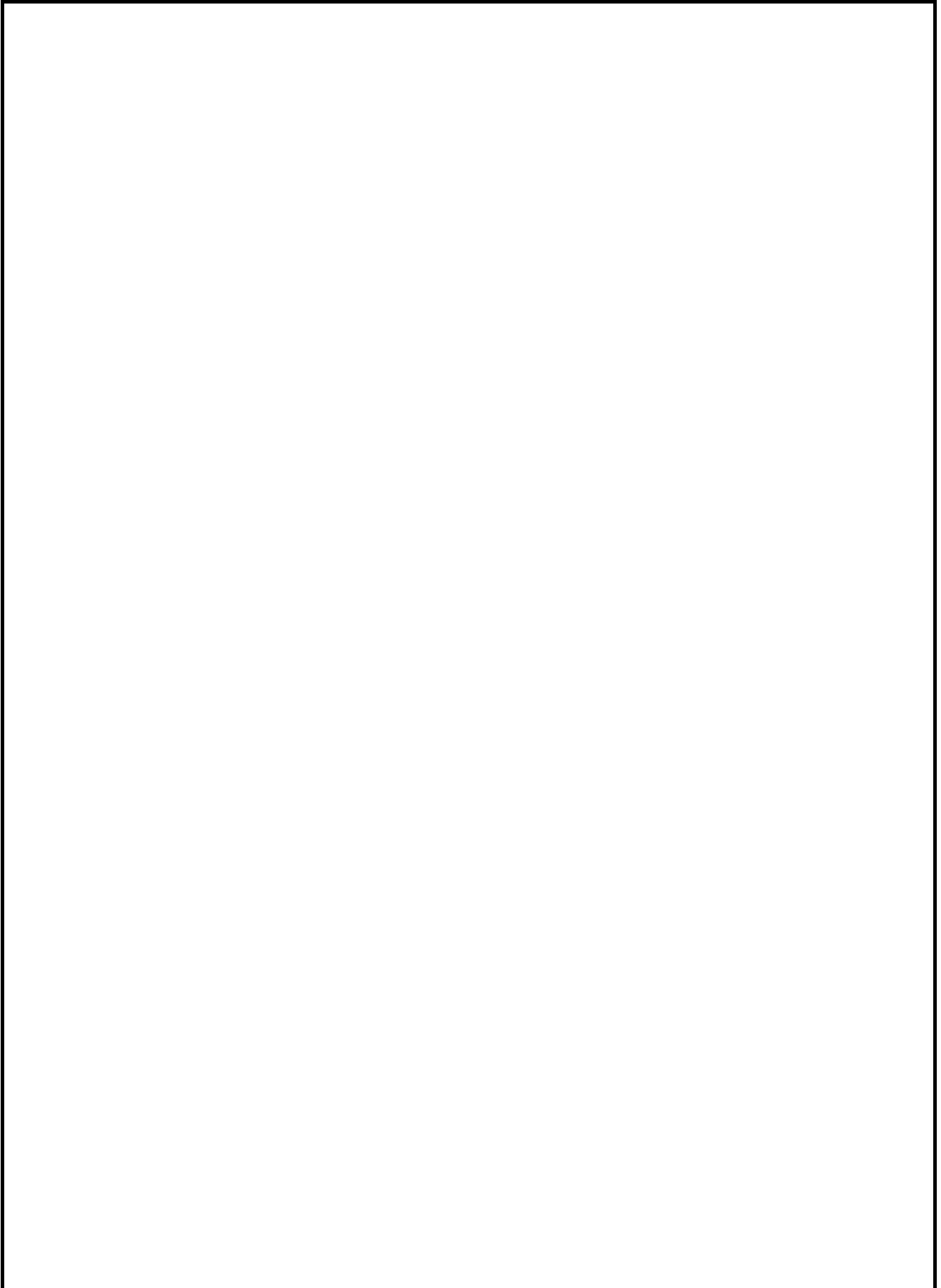
タンク配置図(構内図)

※寸法についても実測の上、ご記入をお願いします

写真

A large, empty rectangular box with a black border, intended for pasting a photograph. The box occupies most of the page's vertical space.

地図



施設情報調査票記入要領

別紙調査票記入例と照らし合わせてご覧ください。

記入に当たっては、各施設の御担当者又は当該施設への燃料供給業者に確認すると効率的かと存じます。

<記入に当たっての注意点>

○フォーマットの様式

この調査票は、石油連盟において管理するシステムに取り込んでデータベース化いたします（ただし、データベース化は、石油連盟と情報共有する施設（燃料タンクが4 KL 以上で大型タンクローリー（14～28 KLの入構が可能な施設）のみ）。

そのため、調査票フォーマットのエクセルファイルは、入力規則をかけて意図しない編集を制限しております。こちらを改変されますとシステム登録ができなくなりますので、そのままの仕様で記入して下さい。また、Excel の行列の設定(幅・高さ)も変更しないで下さい。

○必須入力項目

※印がある項目(下記(1)～(5)の赤網掛け項目)は、石油連盟のシステム登録上**必須入力**の項目となります。上記以外でもタンク情報、タンクローリー情報等燃料供給に関わる項目に記載漏れがあった場合、再度記入をお願いすることとなりますので、ご注意下さい。

○ファイル名称の命名規則

ファイルは、「008-00000_茨城県_(4)施設属性_施設名」と入力して下さい。

入力例) 008-00000_茨城県_病院_県立中央病院

008-00000_茨城県_警察_水戸警察署

○ファイルの拡張子

調査票フォーマットは、拡張子「.xls」でお渡ししておりますので、そのままご使用下さい。Excel2007以降のバージョンをご使用の場合、保存の際に「.xlsx」にしないで下さい。

○ファイルの提出

完成した調査票は、電子媒体にてご提出下さい。

(1) 登録状況/調査日

当該施設を新規で提出する場合は「新規」、以前に提出した施設の更新をする場合は「更新」、以前に登録した施設の削除をする場合は「削除」を選択して下さい。

調査日は「YYYY/MM/DD」形式(半角)で 10 桁の記入として下さい(例: 2013/01/01)。

(2) 組織名称

あらかじめ「茨城県」と入力しておりますので、入力は不要です。

(3) 施設番号

あらかじめ「008-00000」と入力しておりますので、入力は不要です。

(4) 施設属性

当該施設の種別をプルダウンから選択して下さい。

[病院] …(国公立問わず) 病院

[警察] …警察署や県警本部など警察機関の施設

[消防] …消防署や消防本部など消防機関の施設

[官公庁] …県庁・市役所・中央官庁及びその地方機関などの行政機関の施設

[公益事業]…電気・ガス・通信・鉄道事業者など民間の重要インフラ事業者の施設

[自衛隊] …防衛省・自衛隊の施設

[その他] …上記のいずれにも当てはまらない施設

(5) 施設名など(施設基本情報)

施設名 … 施設の正式名称をご記入下さい。記入例のように右欄にふりがなを振って下さい。施設名は 30 文字以内で記入して下さい(ふりがなは 50 文字以内)。

所在地 … 記入例のように郵便番号, 都道府県, 市区町村以下につきセルを分けて記入して下さい。

郵便番号は連続した 7 桁の数字で入力して下さい。自動書式で変換されます。

入力例)「1234567」⇒自動変換で「〒123-4567」と表示されます。

都道府県は 5 文字以内, 市区町村以下は 45 文字以内で記入して下さい。

設置主体…当該施設の設立者の区別(国立, 都道府県立, 市区町村立, 私立)をプルダウンから選択して下さい。

担当部署…災害時に窓口となる担当部署を記入して下さい。

担当部署は 25 文字以内で記入して下さい。

担当者名…災害時に窓口となる御担当者を主・副 2 名記入して下さい。

担当者名は 10 文字以内で記入して下さい(ふりがなは 20 文字以内)。

※ 担当役職が決まっており, 個人名より役職名の方が望ましい場合は, 役職名を記載しても結構です。

電話番号…代表電話番号には施設の代表電話番号を記入して下さい。主担当・副担当電話番号は担当者直通の電話番号を記入して下さい。個人直通の番号がない場合は部署直通の番号を主担当電話番号欄に記入して下さい(当該施設に対し政府を通じて燃料供給要請があった際に, こちらから確認の連絡をさせていただく場合があります)。

※ 調査票に存在する電話番号は「市外局番」・「市内局番」・「局番」の形式で入力して下さい。 入力例) 03-5218-2303

(6) 平時供給者

現在、当該施設に燃料の供給を行っている販売店とその販売店の電話番号、その販売店の属する系列石油元売会社をご記入下さい。公的機関等で毎年供給者が変わる場合は、現時点の情報をご記入下さい。非常災害時、供給元売会社の決定の際に参考にさせていただきます。ご不明であれば、当該施設の販売店へご確認下さい。

平時供給者名は 30 文字以内で記入して下さい。

系列元売はプルダウンから選択して下さい。

(7) ローリーサイズ上限

荷卸のために施設内の燃料タンク前の所定位置まで進入できるタンクローリーサイズの上限をご記入下さい。石油元売業者が使用するタンクローリーのサイズは小さいもので 14kl 積から最大で 28kl 積までサイズが分かれています。白油(ガソリン・灯油・軽油)と黒油(A 重油)とジェット燃料油は輸送するタンクローリーが異なります。白油タンクと黒油タンクが離れた場所にある場合もありますので、それぞれの進入可能サイズ(整数、小数点以下は切捨て)を記入して下さい。

※タンクローリーサイズの詳細は付録 1.をご参照下さい。

※24kl積みローリーは規格が 2 種類ございますが、ここには数字のみを入力いただき、車長の短い「新型」に限定される場合は、その旨備考欄に記入して下さい。

(8) 保有ホース

施設側でタンクローリーと給油口を接続するホースをお持ちであれば、白油用(ガソリン・灯油・軽油)、黒油用(A 重油)、ジェット燃料油用別に、総延長(整数、小数点以下は切捨て)と本数を記入して下さい。

※例えば 3m の黒油用ホースを 2 本保有しているとした場合は、記入例のように本数 2(本)、総延長 6(m)となります。

※単位は入力しないで下さい。(例：3m の場合→入力「3」)

(9) 油種

タンクごとにプルダウンから選択して下さい。低硫黄 A 重油に限定する場合は、「特 A 重油」を選択して下さい。硫黄分を問わない場合は、「A 重油」を選択して下さい。

(10) タンク番号

当該タンクに固有の番号(又は名称)が振られている場合は、10 文字以内で記入して下さい。

(11) タンク容量(単位 : kl)

当該タンクのキャパシティ(消防許可容量)を記入して下さい。

※消防許可容量⇒実容量が 10klであっても消防許可が 9.5klの場合は、9.5 と記入して下さい
(小数点第 1 位まで入力可能、小数点第 2 位以降は切捨て)。

※単位は入力しないで下さい (例 : 40kl の場合→入力は「40」)。

(12) 地下/地上

当該タンクが地下タンクか地上タンクかについてプルダウンから選択して下さい。燃料供給の際、地下タンクであればタンクローリーから重力による荷卸が可能です。地上に設置されておりタンク側にポンプ機能がない場合は、ポンプ機能の付いたタンクローリーが必要となります。

地下 … 地下に埋設されている場合

地上(ポンプ無)…タンクが地上に設置されており、タンク側にポンプ機能がない場合

地上(ポンプ有)…タンクが地上に設置されており、タンク側にポンプ機能がある場合

(13) 給油口配置

給油口の配置形式について、単独・集中・切替の別をプルダウンから選択して下さい。

単独…地下タンクと繋がっている地上給油口が一箇所ずつ離れたところに位置している場合

集中…複数の地下タンクの給油口がまとまって並んでいる場合

切替…複数の地下タンクに対し給油口が一個しかなく、切り替えスイッチにより各タンクに荷卸する場合

(14) 給油口ネジ名称・形式

給油口のネジ名称、ネジ形式の区別を記入して下さい。給油口の種類は大きく分けるとネジ込み式と接続が簡便なワンタッチ式がありますが、それぞれに多数の規格があり、規格に合うアタッチメントを持参しないとホースを接続して供給することができないため、これらの情報が必要となります。

[ネジ名称]

ネジ込み式の場合、通称インチネジと M ネジ(メートル細目ネジ)という 2 種類があります。インチネジは名称が多岐にわたりますが、M ネジには金具に「M」の刻印があり、M ネジの名称は「M○○(○は数字)」と表されます(M ネジの派生で外径がやや小さい A ネジという規格もあり、その場合は「A○○(○は数字)」と表されます)。

※ネジ名称の詳細は、付録 2.をご参照下さい。

[ネジ形式]

ネジ形式については、ネジ込み式の場合は内ネジか外ネジかの区別、ワンタッチ式の場合はワンタッチを選択して下さい。

※内ネジ…需要家タンク側メス ローリー側オス

外ネジ…需要家タンク側オス ローリー側メス

(15) 給油口口径(単位：インチ=B)

給油口の口径(サイズ)をご記入下さい。

(小数点第1位まで入力可能、小数点第2位以降は切捨て)

※単位は入力しないで下さい(例：2.5インチの場合→入力は「2.5」)。

(16) 通常のローリーサイズ

確実に入ることが確認できているローリーサイズの把握のため、通常の給油時に使用されているローリーサイズ(整数、小数点以下は切捨て)を記入して下さい。

※単位は入力しないで下さい(例：20klの場合→入力は「20」)。

(17) 使用ホース長

給油時に必要となるホースの目安として、通常の給油時に使用されているホース長(整数、小数点以下は切捨て)を記入して下さい。

※単位は入力しないで下さい(例：3mの場合→入力は「3」)。

(18) 上記ホースの保有者

通常の給油時に使用されているホースについて、施設側で保管されているものか、ローリーが積載しているものを使用しているかプルダウンから選択して下さい。

(19) 在庫メーター

タンクの在庫メーターの種類を記入して下さい。

※メーターの例…液面計・デジタルメーター・検尺棒 等

(20) 照明設備

照明設備の有無をプルダウンから選択して下さい。給油口周囲に照明設備があれば、夜間の荷役も可能です。

(21) 備考

通行、供給に関して注意事項があれば、ご記入下さい。過去に納入実績のある平時供給者の情報があれば、差し支えない範囲で記入して下さい。

なお、改行は最大15行を目安とし、文字数は800文字以下として下さい(印刷時に表示されない可能性があります)。

(22) タンク配置図(構内図)

当該施設の燃料タンクの位置が分かる構内図及び入口～給油口～出口のルートを図示して下さい。また、幅員等も実測値をご記入お願いします。図面が横長の場合は回転して貼り付けても結構です。エクセルファイルにて補足を記入した図面は、お手数ですが表記ずれを防ぐために「グループ化」して一つの図となるようにして下さい。同一施設内で複数の燃料タンクが離れた位置にある場合は、図面を複数貼り付けても結構です。その際、スペースが足りなければ、印刷ページの範囲を下に伸ばして2ページ目を作成して下さい(印刷範囲を変えていただければ、何ページ作成されても構いません)。

※グループ化…パソコンの Ctrl キーを押しながら複数の図形をクリックし、最後に右クリックしてメニューの中から「グループ化」を選択すると一つの図形となります。グループ化を解除して元に戻すこともできます。

(23) 写真（タンクローリー停車位置／燃料タンク／給油口等）

停車位置，燃料タンク，給油口等について写真データを貼り付けて下さい。枚数，サイズに制限は設けておりません。記入例の配置に捕われずに，施設状況に応じて調整して下さい。写真が収まりきらない場合は，「(22)タンク配置図」と同様にページを増やしてから貼り付けて下さい。

(24) 地図

当該施設周辺の地図及びアクセスルート（一般道から入口までの進入ルート），必要に応じて注意点を図示して下さい。進入と退出でルートが変わる場合は，両方記入して下さい。図面が横長の場合は，回転して貼り付けて結構です。エクセルファイルにて補足を記入し図面は，お手数ですが表記ずれを防ぐために「(22)タンク配置図」と同様に「グループ化」して一つの図となるようにして下さい。図面を複数貼り付けても結構です。その際，スペースが足りなければ，「(22)タンク配置図」と同様にページを増やしてから貼り付けて下さい。

付録

【1. タンクローリーサイズ】

「(7) ローリーサイズ上限」 の記入に当たり目安となる積載量ごとのおおよそのサイズ

積載量	所占有幅	全長	全高	全幅
14 kℓ	約6m	約9m	約3m	約 2.5m
16 kℓ	約6m	約 9.5m	約3m	約 2.5m
20kℓ	約 7.5m	約12m	約3m	約 2.5m
新型 24kℓ	約 7.5m	約 12.5m	約3m	約 2.5m
24kℓ	約8m	約14m	約3m	約 2.5m
26kℓ	約9m	約15m	約3m	約 2.5m
28kℓ	約9m	約16m	約3m	約 2.5m

※ 車両メーカーにより若干規格は異なります。

※ 「新型 24kℓ」とは、従来の 24kℓ 積ローリーより小型化した新しい規格のタンクローリーです。

※ 所占有幅とは、タンクローリーが 90 度旋回する際に必要となる幅です。例えば、28kℓ ローリーの場合、車体の全幅は 2.5m でも、旋回する際は直径 9m のスペースが必要となります。

【2. 給油口ネジ名称】

「(14) 給油口ネジ名称」の記入にかかる名称一覧表

ネジ込み式 (インチネジ)	ネジ込み式 (Mネジ)	ワンタッチ式	主な使用元売
JIS (PT・PF)	M64	旧モービル	
消防	M75	旧ゼネラル	
東急	M90	旧エッソ	
極東	M115	NM	旧日石
川西		NM-L	旧日石(大)・九石
タツノ		SI	出光(直)・全農
金剛		SI-301L	出光(L)
出光		T-80	昭和シェル・三井・旧 JOMO・キゲナス
シェル		T-80L	コスモ(一部)
名古屋		T-100	旧三石, コスモ(主流)
共石		カムロック	
トキコ			

- ※ 上記表は、主要な名称を列記したもので、全ての規格を網羅しているものではありません。
- ※ インチネジの JIS は「ガス山」、消防は「アラ山」という別称で呼ばれる場合があります。
- ※ JIS のうち、比較的新しいものは、PT→「R」、PF→「G」と表記される場合があります。
- ※ ワンタッチ式では、その規格を主に利用している元売の名称が規格の別称となっている場合があります。例えば、正式名称は NM でも、主に旧日本石油で使用されていたため、「旧日石」と呼ばれることがあります。同じ元売でも複数のネジを使用している場合がありますのでご注意ください。
- ※ ネジの種類には、ネジ込み式・ワンタッチ式以外にも「フランジ式」等、全く別の規格があります。しかし、石油タンクの給油口としては一般的ではなく、多品種であるため、詳細は記載しておりません。もし該当する場合は、備考欄に詳細をご記入下さい。

以 上

様式 5

第 号		平成 年 月 日
災 害 時 緊 急 給 油 票		
〇〇〇〇長 印		
給油期限※	平成 年 月 日までの間	
優先給油を認める車両等	登録(車両)番号	
	メーカー	
	車名	
車両の使用者	所属名	
	所在地	
	連絡先	
	氏名	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)		
発行担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

※ 有効期限は、3日を限度とする。

災害時緊急給油票発行要領

1 目的

大規模災害発生時において、県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両など、あらかじめ指定することができない災害応急対策車両に対して燃料供給を行うために発行する「災害時緊急給油票」について、必要な事項を定める。

2 災害時緊急給油票を発行できる車両

災害時緊急給油票を発行できる車両は、災害応急対策車両（第1順位）の車両のもの、かつ、当該車両に使用機関の名称や災害応急対策を実施する旨の表示がされており、災害応急対策車両であることが明らかなものに限る。

【災害応急対策車両（第1順位）の定義】

- ① 道路、河川、港湾等の応急復旧を行うため必要な車両
- ② パトカー、救急車など赤色灯付の車両（道路交通法第39条及び同施行令第13条に定める緊急車両に限る。）
- ③ 電気、ガス、通信、上下水道等ライフラインの応急復旧を行うため必要な車両
- ④ 医療機関の車両（当該医療機関の表示があるものに限る。）
- ⑤ 県及び市町村（又は一部事務組合）が災害応急対策等を行うため必要な公用車（給水車、ごみ収集車等を含む）
- ⑥ その他、行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬など災害応急対策を行うため必要な行う車両

3 災害時緊急給油票の発行

① 発行者

- ・ 県の各部局庁の長（又は各出先機関の長）
- ・ 市町村長（又は各出先機関の長、一部事務組合の長）

② 発行方法等

- ・ 応援要請等を行った上記2に該当する車両に対し、災害時緊急給油票（様式5）を発行する。
- ・ 災害時緊急給油票を発行した場合は、発行の都度、災害時緊急給油票発行記録簿（様式6）に記録し、適切に管理する。
- ・ 停電等により災害時緊急給油票が印刷できない事態を想定し、各機関においてあらかじめ準備しておく。

4 災害時緊急給油票の使用及び保管

- ・ 災害時緊急給油票の有効期限は、発行日から3日間とし、有効回数は、1回限りとする。
- ・ 災害時緊急給油票の発行を受けた者は、当該給油票と引換えに優先給油を受けることとし、優先給油所は、災害時緊急給油票と引換えに給油したときは、当該給油票を5年間保管しておく。

5 留意事項

災害応急対策車両の使用者等は、優先供給は石油業協同組合の協力に基づき行われており、当然の権利ではないことを認識した上で燃料供給を受けるものとする。

また、優先供給を受けるに当たっては、県民等から誤解を受けることのないよう、「大規模災害時における緊急給油の考え方」に定める事項について遵守するものとする。

災害時緊急給油票発行記録簿

通番	災害時緊急給油票発行車両			車両の使用者(所属・氏名)				発行日	給油期限	車両の用途	備考	発行 担当者®
	登録(車両)番号	メーカー名	車名	所属名	所在地	連絡先	車両の使 用者					
【記載例】												
1	水戸〇〇〇た〇〇〇〇	トヨタ	〇〇	〇〇〇〇(株)	〇〇市〇〇1 23-4	029-000-0000	〇山〇之	H23.12.18	H23.12.21	備蓄物資の運搬		
2	土浦△△△ち△△△△	日産	△△	(株)△△△△	△△市△△4 56-5	03-0000-0000	△田△彦	H23.12.19	H23.12.20	電気工事の実施		
3	つくば□□□つ□□□□	ホンダ	□□	(有)□□□□	□□市□□7 89-6	090-000-0000	□川□男	H23.12.20	H23.12.23	水道応急復旧工事の実施		